

# 精神障害者保健福祉手帳って何？

## Q. 自立支援医療費（精神通院）制度とは違うの？

A. 間違えやすいのですが、別物です。簡単にいうと、

- ◇精神障害者保健福祉手帳 → 障害者手帳
- ◇自立支援医療費（精神通院）制度 → 医療費の自己負担を軽減する制度  
というイメージです。



自立支援医療費  
（精神通院）制度  
についてはこちら



## Q. どんな人が対象になるの？

A. 何らかの精神障害により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象です。  
障害や症状に応じて、1級～3級までの等級に分類されます。  
障害年金の等級と必ずしも同じになるとは限りませんので、ご注意ください。

※認定には、その精神障害による初診日から **6 か月**以上経過していることが必要です。

障害の程度	手帳の等級		障害年金の等級		障害の状態
重 ↑ ↓ 軽	精神障害者保健福祉手帳	1級	障害基礎・厚生年金	1級	障害の状態は 手帳と年金で同程度
		2級		2級	
		3級	障害厚生年金	3級	手帳の方が広範囲で 対象になる

## Q. どんな病気や障害が対象になるの？

A. 以下の病気や障害が対象になります。（厚生労働省HPより抜粋）

- 統合失調症
- うつ病、そううつ病などの気分障害
- てんかん
- 薬物依存症
- 高次脳機能障害
- 発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）
- そのほかの精神疾患（ストレス関連障害等）

想像よりもたくさん  
種類があるんだね



## Q. どうやって申請するの？

A. 「精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療の申請方法」  
をご覧ください。



申請方法  
についてはこちら

お問い合わせ

土浦市 障害福祉課 窓口 **4** ~ **6** 番  
〒300-8686 土浦市大和町9番1号  
☎029-826-1111（内線2454・2365）